

危険なコンクリートブロック塀等の除却費等を補助します

花巻市では、平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀等の倒壊事故を受け、地震に強いまちづくりの推進と、通学路、避難路等、道路利用者の安全を確保するため、ブロック塀等の除却や建替工事費用の一部を補助します。

国の補助制度を活用し、平成31年度6月議会定例会において、本事業における補正予算の御承認後、ブロック塀等の安全確保のため、広報、ホームページ等による周知を図って参ります。

1 補助対象となる工事等について

- 耐震診断、耐震改修工事、建替え工事、除却工事

2 補助上限額及び補助率

- 補助金上限額 1件につき50万円
- 補助対象額 ブロック塀等の延長(m)×80,000円
- 補助率 2/3 (国負担 1/3 市負担 1/3)
※ 社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)を活用

3 対象となる危険コンクリートブロック塀等

事前相談の結果、補助対象と認められたコンクリートブロック塀等(※1)で次のすべてに該当になるものが対象。

- ア. 道路又は敷地からの高さが、原則として1.2mを超えるもの。
- イ. 通学路(小学校、中学校、幼稚園、認定こども園又は保育園に通う児童及び生徒が通行する道路)、緊急輸送道路並びに指定緊急避難場所及び指定避難所等へ通じる道路に面して設置されたコンクリートブロック塀等。

※1 コンクリートブロック造、石造、レンガ造、その他組積造による塀及びこれらの基礎のことをいいます。

4 補助対象者(申請者)

コンクリートブロック塀等を所有する方で、次のすべてに該当する方

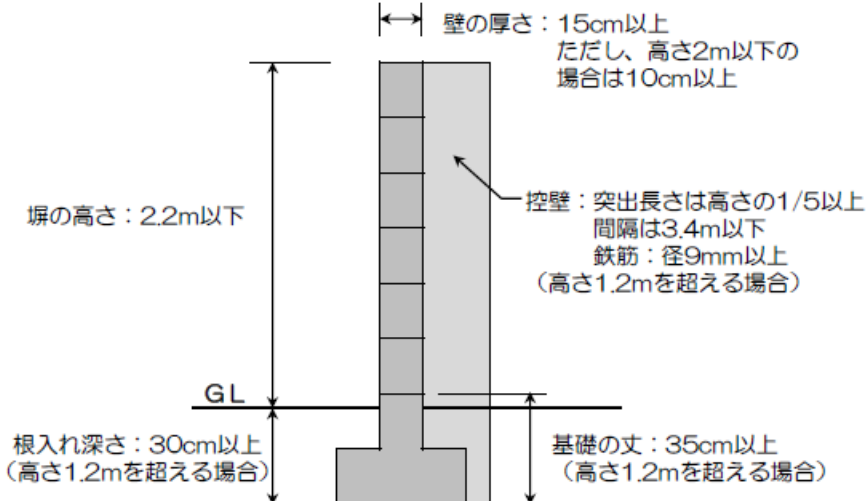
- ア. 前年度の市民税、固定資産税を滞納していないこと。
- イ. すでに本補助金の交付を受けていないこと。
- ウ. 共有している場合は、共有者も既に本補助金の交付を受けていないこと。
- エ. 共有している場合は、共有者の同意・委任を受けていること(委任状が必要)。
- オ. 販売を目的として除却工事を行わないこと。

5 事前相談

市では、コンクリートブロック塀等が倒壊する恐れがあるか、違反建築物でないかなど、職員が調査し、補助の要件について判断を行います。そのため申請に先立ち、事前の相談が必要になります。除却工事等の契約後の補助金交付 申請はできません。詳しくは建築住宅課にお問い合わせください。

事前相談から補助金交付までの流れについては添付資料「花巻市ブロック塀等の安全確保に関する事業の手続きの流れ」を参照ください。

補強コンクリートブロック造の塀 (令第62条の8)



組積造の塀 (令第61条)

- 塀の高さ：1.2m以下
※昭和45年12月までは3m以下
昭和46年1月から昭和56年5月までは2m以下
- 壁の厚さ：その部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上
- 控壁の間隔：4m以下
(十分な厚さがある場合を除く)
- 根入れ深さ：20cm以上
※ 昭和46年1月に追加

- 壁頂及び基礎の横筋：径9mm以上
壁の端部及び隅角部の縦筋：径9mm以上
壁内の縦横筋：径9mm以上間隔80cm以下
- 縦筋は壁頂及び基礎の横筋にかぎ掛けして定着
(鉄筋径の40倍以上基礎に定着させる場合を除く)
 - 横筋はこれらの縦筋にかぎ掛けして定着

※ 国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りではない。

※ このほか、令第62条の6において、目地及び空洞部におけるモルタルの充填や縦筋の接合方法に関する規定がある。

昭和56年6月の改正内容 (その他の規定は昭和46年1月施行)

- 塀の高さ 3m以下 → 2.2m以下
- 控壁の間隔 3.2m以下 → 3.4m以下
- 縦筋末端の定着仕様
(鉄筋径の40倍以上の定着を追加)

ブロック塀の点検のチェックポイント

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

1. 塀は高すぎないか
• 塀の高さは地盤から2.2m以下か。
2. 塀の厚さは十分か
• 塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
• 塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
4. 基礎があるか
• コンクリートの基礎があるか。
5. 塀は健全か
• 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

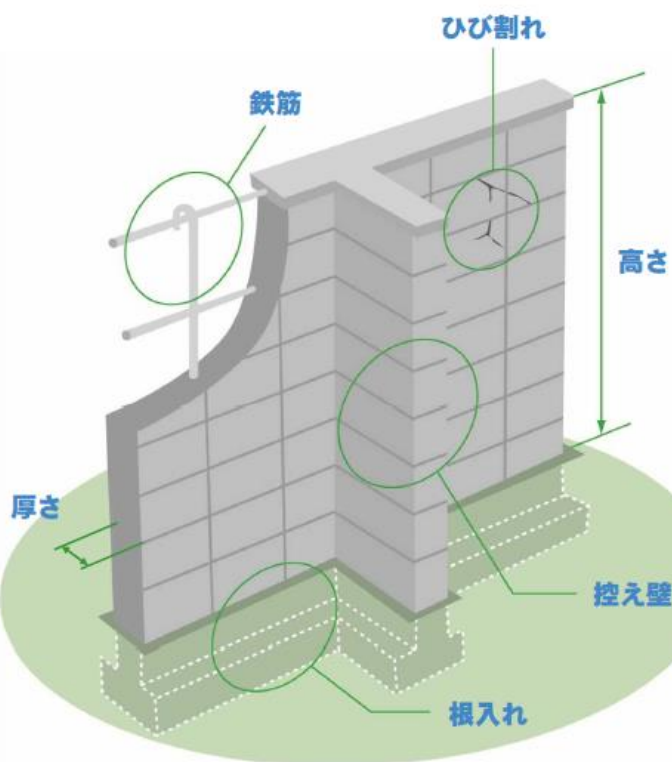
6. 塀に鉄筋が入っているか
• 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
• 基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
2. 塀の厚さは十分か。
3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
4. 基礎があるか。
5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。



花巻市ブロック塀等の安全確保に関する事業の手続きの流れ

